

公表監第7号

地方自治法第199条第7項の規定により報告した定期監査（政策局・環境局・教育委員会）の結果報告に対して、西宮市長等から措置を講じた旨の通知がありましたので、同条第14項の規定により公表します。

令和5年12月13日

西宮市監査委員	石原俊彦
同	佐竹令次
同	板戸史朗
同	中村衣里

措置を講じた部局又は団体	監査結果報告日	監査結果公表日	措置通知受理日
政策局	令和5年6月8日	令和5年6月9日	令和5年11月28日
環境局	令和5年6月8日	令和5年6月9日	令和5年11月24日
教育委員会	令和5年6月8日	令和5年6月9日	令和5年11月21日

措置の内容	別紙のとおり
-------	--------

西環企発 第 52 号
令和5年11月24日
(2023年)

西宮市監査委員 石原 俊彦 様
同 佐竹 令次 様
同 板戸 史朗 様
同 中村 衣里 様

西宮市長 石井 登志郎

監査結果報告に係る措置の状況について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり通知します。

- | | |
|------------|----------------|
| 1 措置を講じた部局 | 環境局 |
| 2 監査結果報告名 | 定期監査結果報告（環境局） |
| 3 監査結果提出日 | 令和5年6月8日報告監第2号 |
| 4 措置状況 | 別紙のとおり |

定期監査結果報告に基づき講じた措置
(令和5年6月8日付報告監第2号)

(要改善事項)

監査結果報告書 P25

1 適正な収入事務

(1) 西宮市満池谷斎場に係る適正な使用許可及び使用料徴収事務

西宮市満池谷斎場の使用許可書について、使用日時を誤っている事案が見られたので、公社においては、ダブルチェックを行う等適正な事務処理を行われたい。

また、葬祭使用料について、公社が斎場附属設備の使用料を西宮市立斎場条例施行規則別表で規定された額よりも多く徴収している事案や、公社が徴収した葬祭使用料を指定管理業務仕様書等に定める期間内に市へ払い込んでいない事案が見られた。公社においては、同別表の金額を確認の上、適正に徴収し、業務仕様書等に定める期間内に市への払込みを行われたい。

所管課においては、同別表の金額と、使用者から徴収する額に齟齬がないよう、適宜公社の事務処理を確認されたい。

(講じた措置)

満池谷斎場に係る適正な使用許可及び使用料徴収事務については、指定管理者である西宮市都市整備公社との連携を密にし、運営管理者として適切な事務処理の実施、確認を行い、改善を図りました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P25

1 適正な収入事務

(2) 資金前渡金の適正な管理

粗大ごみ処理券及びし尿処理券の払戻しに係る資金前渡金に関して、資金前渡職員の責任において前渡金は管理されるものであることから、西宮市会計規則第31条第2項(資金前渡を受けることができる者は、当該経費を必要とする事務を所管する所属長とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その他の職員に資金を前渡することができる)及び第31条の3第1項(資金前渡を受けた職員は、直ちに支払を要する場合を除き、その現金を預金その他確実な方法で保管しなければならない)の規定を踏まえ、所管課と支所等の間で協議を行い、現金の保管等について適正な管理に努められたい。

(講じた措置)

各支所等にて保管している粗大ごみ処理券及びし尿処理券の払戻しに係る資金前渡金については、各支所等において、毎月、月末時点の保管状況報告を確認の上、保管状況報告書を所管課へ提出することとし、適正に現金を管理するよう改善を図りました。

2 適正な支出事務

(1) 委託業務等の適正な管理

ア 民有空き地除草業務については、今後、完了届と出来高内訳明細書の完了日、市の確認日(検収日)の整合性を確認するとともに、市の確認(検収)を行ったものについて月分の精算が行われていることが明確になるように各種帳票、管理簿等の記録方法を精査されたい。

(講じた措置)

委託業務の適正な管理につきまして、除草委託申請書および委託状況一覧表(管理簿)の修正を行い、委託業務における事務の流れを明確化しました。また、月分の精算において、月内に作業が完了したものであっても、当課で検収が済んだもののみを請求させることとしました。

2 適正な支出事務

(1) 委託業務等の適正な管理

イ 西宮市環境衛生協議会補助金については、交付申請書、交付申請書の受理及び交付決定通知書の日付に整合性がとれるよう、適正な事務処理を行われたい。

(講じた措置)

西宮市環境衛生協議会補助金について、各関係書類の日付に整合性が取れるよう改善を図りました。

3 適正な契約事務

(1) 基本協定書等に基づく適正な指定管理業務

西宮市満池谷斎場及び西宮市満池谷火葬場それぞれの指定管理業務においては、基本協定書等に定める内容を改めて確認し、適正な業務の実施に努められたい。

(講じた措置)

満池谷斎場及び満池谷火葬場での各施設における指定管理業務については、改めて基本協定書等に定める内容を確認し、改善を図りました。

(要改善事項)

3 適正な契約事務

(2) 指定管理業務における適正なモニタリング

西宮市満池谷斎場指定管理業務においては、所管課で指定管理者から提出された事業報告書を確認した決裁がされていなかった。なお、指定管理者からの提出書類は一部不足しており、所管課が指定管理者の業務実績を的確に把握することができたかは疑問である。今後、指定管理業務の適正なモニタリングのためにも、その実態を正確に把握できるよう、手続や

体制を改められたい。

(監査委員の意見)

2 指定管理業務のモニタリング

今回の監査では、指定管理業務において、基本協定書等に定めた処理が適正に行われていないものや、指定管理者から提出された業務報告書等の確認の決裁がされていないものが見られ、モニタリングが適正に行われず、その結果として使用料の誤徴収が起こっている。

政策局策定の指定管理者モニタリングマニュアルによると、モニタリングの目的を達成するためには「履行状況の確認」、「サービスの質の評価」、「指定管理者の安定性や継続性の評価」の3つの機能が必要であるとしており、指定管理者からの報告を確認することはモニタリングの第一歩と言える。

履行状況の確認や、指定管理者の安定性や継続性の評価等が不十分であると、公の施設の管理運営に支障が出て市民サービスの低下につながる可能性もあることから、市は指定管理者に任せきりではなく、連携を図りながら状況を把握し、精度の高いモニタリングを行う必要があると考える。

(講じた措置)

指定管理業務に係るモニタリングについては、当課での現体制強化への改善後、手続き面等全体を把握し、指定管理者との連携強化により改善を図りました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P26

3 適正な契約事務

(3) 特命随意契約の理由の明確化

陸上残土埋立処分業務に係る委託契約で、契約締結に係る決裁等に随意契約の理由が記載されていない事案が見られた。地方自治法施行令第167条の2に基づく特命随意契約については、契約締結にあたって随意契約の理由を明確にされたい。

(講じた措置)

地方自治法施行令第167条の2に基づく特命随意契約については、契約締結に係る決裁等に随意契約の理由を記載するよう改善を図りました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P27

3 適正な契約事務

(4) 再委託内容の管理

東部総合処理センター焼却施設運営委託業務について、委託者である市は、契約が適正に履行されていることや、契約内容の品質が確保されているのかを確認する必要があることから、今後は、再委託の管理体制を徹底されたい。また、西宮市満池谷斎場及び西宮市満池谷火葬場それぞれの指定管理業務について、指定管理者が業務の一部を第三者に委託することを市が承認する際に、市の承認に係る決裁がされていない事案が見られた。今後は、適正な事務処理を行われたい。

(講じた措置)

東部総合処理センター焼却施設運営委託業務について、再委託の業者リストを提出させ、市も業者名を把握するとともに、再委託業者先から技術や情報が流出等の危険性の有無を確

認し、秘密保持管理を徹底するように委託者を含め、義務付けるように指導いたしました。
また、満池谷斎場及び満池谷火葬場での各施設における指定管理業務に係る再委託内容の管理についても、手続内容を再確認し、改善を図りました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P27

3 適正な契約事務

(5) 選別物売払収入に係る適正な契約事務

選別物売払業務について、契約保証金の免除に係る根拠規定が契約書と仕様書で異なる事案、計量票の作成や実績報告書の提出が仕様書どおりに行われていない事案、売買の対象となっていない品目の単価を契約書で定めている事案が見られた。事務の流れや、契約書及び仕様書に定める内容を改めて確認し、事務処理と契約内容が整合するよう整理されたい。

(講じた措置)

事務処理と契約内容が整合するように仕様書及び契約書の内容を見直し、改善を図りました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P27

4 公文書の適正な作成及び管理

(1) 意思決定等に係る公文書の適正な作成

ア 西宮市満池谷斎場指定管理運営業務及び大気汚染測定装置保守点検業務については、業務報告書等の確認のため決裁や供覧の処理を行われたい。

(講じた措置)

業務報告書等について、関係職員の間で供覧処理を行い、改善を図りました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P27

4 公文書の適正な作成及び管理

(1) 意思決定等に係る公文書の適正な作成

イ 墓地の香花売場に係る行政財産目的外使用料について、現地監査時に担当者の認識不足により決裁文書の確認ができなかったことから、決裁文書の存在を把握するとともに適正な文書管理に努められたい。

(講じた措置)

行政財産目的外使用料については、課内において、意思決定等に係る公文書の管理意識を高め、改善を図りました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P27

4 公文書の適正な作成及び管理

(2) 公文書の鉛筆書き及び修正用具を用いた修正の禁止

民有地除草実費徴収金の収入事務、西宮市満池谷斎場に係る葬具等使用申請書や、郵券処理簿及び収入証紙処理簿で鉛筆による記載が見られたので、改められたい。また、環境事業

部他 2 施設清掃業務、西宮環境学習事業の企画・運営等業務、服務事務、郵券処理簿、収入証紙処理簿で修正用具を用いた修正が見られたので、改められたい。

(講じた措置)

公文書の鉛筆書き及び修正用具を用いた修正の禁止について徹底するよう所属職員に周知し、改善を図りました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P28

5 適正な財産管理事務

所在不明の備品がある場合、実際に廃棄されたのかどうかについては、後日検証を行うことが極めて困難となる。したがって、備品の管理及び廃棄手続が確実に行われるよう、管理体制を整備されたい。また、備品管理システムへの登録もれについても適正に処理されたい。

行政財産目的外使用料に係る催告書については、当初修正前の文書を提出するなど混乱が見られた。今後は、文書の発出及び提出をする際には、十分に内容を確認し、適正な事務処理を行われたい。

(講じた措置)

備品を取得及び廃棄した際は、速やかに備品の管理及び廃棄手続を確実にを行うよう所属職員に周知するとともに、担当者を明確にするなど管理体制を整備しました。

備品管理システムへの登録もれについても適正に処理し、今後は定期的な確認を実施するよう改善を図りました。

また、行政財産目的外使用料に係る催告書については、文書に係る動きがある際に、十分に内容を確認し、改善を図りました。

(要改善事項)

監査結果報告書 P28

6 適正な服務事務

時間外勤務における割増区分の適用誤りや、各種書類の記入誤り等については、ダブルチェックを行う等適正な事務処理に努められたい。特殊勤務手当については、特殊勤務手当に該当する業務を実施したことが判別できるよう、作業日報等で記録を行い適正な事務処理に努められたい。また、超過勤務の命令及び復命における所属長の決裁処理が月単位でまとめて行われていることについては、都度適正に処理を行うように改められたい。

(講じた措置)

時間外勤務における割増区分の適用誤りや、各種書類の記入誤り等については、複数人でチェックを行うなど、改善を図りました。

特殊勤務手当に該当する業務の判別については、作業日報の様式を作成、または改良するなどして、改善を図りました。

また、超過勤務の命令及び復命における所属長の決裁処理が月単位でまとめて行われていることについては、超過勤務の命令及び復命の都度に処理を行うことで改善を図りました。

1 法令・契約関係書の表現の整理

今回の監査では、民有空き地除草業務で、民有地除草実費徴収金について、あき地の環境を守る条例施行規則第5条第1項では、「市長は、特に必要と認める場合においては、あき地の所有者等の申し出により、雑草の除去について委託を受けることができる。」と規定しているが、実態は、特に必要と認める場合の定めはなく、申請があれば市が委託を受け、事業者に発注をしていた。また、業務委託に係る仕様書では、「各作業の履行期間は通常発注から20日以内とし、この期間は厳守すること」と定め、「通常」としながら「厳守」としており、履行期間後に作業を完了している事案も見られた。こうした法令や契約関係書における文言についても、実態に応じた形に整理をする必要があると考える。

(講じた措置)

規則について、現状に即した既定の表現を検討してまいります。また、業務委託に係る仕様書の表現について、「厳守」の変更は行いませんが、やむを得ない場合に限り、受託者が速やかに申請したうえで履行期間を延長することが可能となる仕様書に変更を行い、改善を図りました。